わたしは消費者

中学校消費者教育用副読本



板・橋・区 板橋区消費者センター

私たちの消費生活

・自分や家族の消費行動に関心をもつことができる。

消費行動チェック

自分や家族の消費行動を振り返り、あてはまるものにチェックをしよう。

①中学生も消費者であるということを知っていますか。	はい・いいえ
②通信販売を利用したことがありますか。	はい・いいえ
③電子マネー(スイカ・パスモなど)を使用したことがありますか。	はい・いいえ
④商品の表示やマークを確認してから買っていますか。	はい・いいえ
⑤レシートや領収書をもらうようにしていますか。	はい・いいえ
⑥お小遣い帳をつけていますか。	はい・いいえ
⑦商品購入の時に情報を比較検討していますか。	はい・いいえ
⑧品物を計画的に購入していますか。	はい・いいえ
⑨歯磨きのときに水を出したままにしていませんか。	はい・いいえ
⑪ごみはきちんと分別していますか。	はい・いいえ
⑪環境を守る3Rを知っていますか。	はい・いいえ
②買い物のときにマイバッグを持参していますか。	はい・いいえ
③消費行動で困ったときに相談する機関を知っていますか。	はい・いにえ
⑥消費者には権利と責任があることを知っていますか。	はい・いいえ

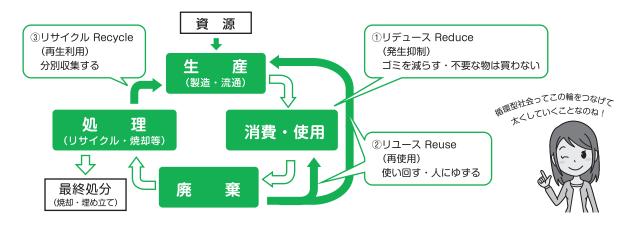






循環型社会 - ぐるっと回そう -

優先順位は ①発生抑制 (Reduce) ②再使用 (Reuse) ③再生利用 (Recycle)



自己評価(A:よく分かった・B:分かった・C:分からなかった)

感想(感想は目標の振り返りを記入:全て共通)

消費者としての自覚をもとう

- ・消費生活を振り返ることができる。
- 契約について理解できる。

1.	朝起きてから学校に来るまで、	食べたり使ったりし	た物を具体的に記入し	よう。
				ノいノの

2. 物資とサービスについて考えよう。

- (1) わたしたちは毎日代金を支払って商品を購入している。
- (2) 商品には ()く形のあるもの>と (
-)く形のないもの>がある。
- (3) 次の商品を物資とサービスに分けてみよう。

物資:	サービス:

食料品 ・ 水道 ・ 衣料品 ・ 電気 ・ 文具 ・ 交通 ・ 歯の治療 ・ クリーニング ・ 電化製品 ・ 家具

3. 中学生としての消費生活を考えよう。

お金を支払って商品を購入し、生活することを「消費生活」という。

商品を購入するためのお金は、家族が働いて得た収入であり、毎日の生活で使われるお金は限られている。欲しいという理由だけで買うのではなく、本当に買う必要があるのか、検討をしながら()に買い物をする必要がある。私たち中学生も()の一人として自分と家族がよりよい()を送るためによく考えた ()をとれるようになろう。

消費行動 • 計画的 • 消費生活 • 消費者

4. 契約について知ろう。

商品を買うことは売買の () になり、消費者の「買いたい」という意志と販売者の「売りたい」という意志が()したときに成立する。契約とは、()によって保護された約束事である。契約内容を守る ()と ()が生じ、一方的に契約を取り消すことはできない。 友達と遊びに行く約束や親にゲームソフトを買ってもらう約束は、破ったからといって、判決を求めたり法律上の責任を負わせることはできません。 つまり契約とはいいません。

権利 ・ 合致 ・ 義務 ・ 契約 ・ 法律

これって契約?

1. ファーストフード店でハンバーガーを買う

2. 親にゲームソフトを買ってもらう約束をする

3. 携帯電話に音楽をダウンロードする

○どれか一つ選んでみよう

- ①契約だと思う
- ②契約だと思わない
- ③わからない



○どれか一つ選んでみよう

型契約だと思う
 契約だと思わない

③わからない



○どれか一つ選んでみよう

- ①契約だと思う
- ②契約だと思わない
- ③わからない



自己評価 A·B·C

咸想

販売方法と支払い方法

・販売方法と支払い方法の種類と特徴について理解できる。

1. 販売方法の種類と特徴をまとめよう。

販売方法	() 販売		()販売	
種類	小売店・専門店・デパート () ()	消費生活協同 (組合など	()販売	()販売	自動販売機による販売移動販売
	商品を直接見て購入できる。他の商品と比較できる。店舗がないと購入できない。	組合員が商品・ カタログなどを	べても、 商品の見 ・実物を見ること ができない。 ・ジャドママーク を確認する。		移動販売展示会販売

- *通信販売は代金を振り込んだのに商品が届かない、また別の商品が届くなどのトラブルが発生することもある。
- *通信販売業界では協会会員の業者にジャドママーク(右記)を付け、返品や交換のルールを表示するようにガイドラインを定めている。

2. 支払い方法の種類と特徴をまとめよう。

	()払い	() 払い	()払い
方法	前もってプリペイド ておき、(の代わりに使う。	カードや券を買っ)	買おうとする の場で(商品と引き換えに、そ)を支払う。	商品を先に手に入 に一括もしくは分割で く分割払いは手数米 もある>	支払う。
種類	図書 <i>カー</i> ド ()など	現金 () カードなど	(携帯電話の使用料、共料金の支払いなど	
特徵	例)プリペイド型・プリペイド型・カートにてきる。 注 1 ・ 使えるを付ける。 できがす がまたでもける。 でがが 前	子マネーは、 しチャージ(入 までも支払いに までも支払いに しかすぎない。 限定される。	シュカード できる。 和 金が口座 注 ・使える店口を ・使用できな	の金融機関のキャッを、買い物で利用] 用すると即座に代 から引き落とされる。 どが限定される。 に残金がなければ	例)クレジットカード ・クレジット会をかける。 ・カの代とでいる。 ・18歳ットやはなった。 ・18歳ットやはいする。 ・18歳ットやはいるでものです。 ・では、ないのでは、な	一時之、をを受けている。かでは、一時後に代から、一年でのでは、これのでは

自己評価 A·B·C 感想

商品の選択と購入

・商品を適切に選択、購入、活用することができる。

1. 次の商品を購入するとき、何をポイントに選びますか。 その理由は何ですか。

		<自分の考え>	<グループの考え>
自缸	ポイント		
転車	理由		
学	ポイント		
習塾	理由		

- 2. グループの考えを発表してみよう。
- 3. 他のグループの発表をメモしよう。

4. 商品を購入するときのポイントをまとめよう。

ポイント	()	()	()	()
内 容	品質は良いか安全的か機能的か原材料は何か衛生的か		品質や用途からみて適切か予算に合うか	保証書や取扱い説明書があるか保証期間はどれくらいか購入後の点検や修理などのサービスがあるか	資源やエネルギー の節約になるか資源を無駄にしてい ないか

5. 商品を活用するために自分の消費行動をチェックしよう。

()
()
()
()
()
()

自己評価 A·B·C
感想

消費者トラブルを解決する方法・消費者トラブルの事例と解決方法を理解できる。

1. あなただったらどうしますか。 ロールプレイングを通して考えてみよう。

例①【エステの無料体験に行ったら…】

登場人物:ナレーター、A子、エステ店員B·C

ナレーター	A子がスマートフォンを見ていました。
_A子	あっ、エステの無料体験か、行ってみようかな。
ナレーター	A子は早速予約を入れたエステのお店に行きました。
店員B	いらっしゃいませ。無料体験ですね、こちらにどうぞ。 後で、お肌チェックも一緒にやりましょうね。
ナレーター	エステの後、店員CがA子の顔に肌テストの用紙を付けて言いました。
店員C	あら大変、これからシミになってくるところがいくつ もありますよ。
A子	えっー! そうなんですか。どうしよう。
店員B	今からお手入れしないと、将来、顔中がシミだらけになってしまいますよ。 そうそう、当店のシミ予防(になるかもしれない)スペシャルコースが通常5万円なんだけど、今なら特別価格、3万円で受けられるのよ。
A 3	そんな大金ありませんよ。
店員C	大丈夫、カードで分割払いにすれば月々3,000円だし。 あっ、あとこの化粧水も使った方が絶対にいいわよ。 1本5,000円とお買い得だしね。とりあえずは4本あればいいと思うよ。
A子	無料だと思って来たのに・・・。エステやってもらった 後だから断りにくいな・・・。
ナレーター	A子は結局、シミ予防スペシャルコースのエステと化 粧水購入の契約書にサインしてしまいました。

例②【SNSで知り合った友達と…】

登場人物:ナレーター、A男、B美

32 97 2 17	. / • / (//// 6)/
ナレーター	A男は最近、SNSで知り合った女友達のB美が気になっていました。
A男	あっ、B美ちゃんから連絡が来た。今度、会わないか、 だって。 やったー!
ナレーター	数日後、待ち合わせ場所で。
B美	A男君、お待たせ。はじめましてB美です。 けど、ずっとSNSで話していたから、はじめてって 感じがしないよね。
A男	(この子かわいい!俺のタイプだよ。) この近くに美味しいお店があるからランチに行こうか。
ナレーター	ランチが終わって店を出ると。
B美	この近くで、アクセサリーの展示販売会やってるの、 見に行かない。
A男	いいよ!行ってみようよ。
ナレーター	アクセサリー展示販売会の会場で。
B美	A男君、見て見て。実はこれ、私がデザインした指輪なんだ。カップルでつけられるようなデザインにしたのよ。・・・A男君とおそろいでつけられたらいいな。
A男	(げっ、2個で3万円もするよ。そんなお金ないよ、けど…。)いいよ、買ってあげるよ。おそろいでつけようよ。
B美	ホントに。うれしい!
A男	カードで分割払いにすれば何とかなるかな・・・。
ナレーター	後日、A男は。
A男	B美ちゃんと全然連絡取れないよ。 あっ、SNSプロックされてる! 何だよも~。

どんなことに気付きましたか。記入しよう。

2. 悪徳商法について確認しよう。

1. ワンクリック詐欺



パソコンやスマホの アダルト動画をクリック すると、突然登録料 や会費を請求する画 面になる。

2. ネットオークション や通信販売での



インターネットオーク ションや通信販売で、 代金を前払いしたにも 葉巧みに貴金属や時 かかわらず、商品の計など高額な商品を 引き渡しがされず、 販売者と連絡がとれ なくなる。

3. アポイントメント 4. マルチ商法 セールス



SNSで知り合った人 に呼び出されて、言 買わされる。



「あなたも商品を購 入して会員になり、お点検と称して訪問し、 友達を勧誘するともう 故障箇所などの問題 かる」などと言って、 商品を購入させて会 を勧誘させる。

5. 点検商法



家屋や水道などの 点を指摘して不安をあ おり、工事をさせて高 員にし、友達や知人類な費用を請求する。

未然に防ぐにはどうしたらよいか考えよう。

3. 消費者を守る法律や相談機関を知ろう。

- ① 消費者と事業者との間のすべての契約に適用され、契約に一定の問題がある場合は契約を取り 消すことができる法律。 ⇒()
- ② 製品の欠陥により被害が生じた場合において製造業者などによる損害賠償の責任を定めた法律。

 \Rightarrow (

- ③トラブルが多い訪問販売や通信販売、電話勧誘販売などについて事業者の義務や禁止行為、 クーリング・オフなどを定めたもの。 ⇒()
- ④ 訪問販売やキャッチセールスなどは条件が整えば契約を解除することができる。

 \Rightarrow (

(契約書を受取ってから8日間・20日間 金額は3000円未満 通信販売は不可 教科書参照)

- ⑤ 消費者行政の司令塔として、消費者トラブルの情報を一つに集約・調査分析して素早〈解決するために 2009 年に設立された機関。 ⇒()
- ⑥ 消費者の安全を守るために商品テストをしたり、消費者から相談を受けるなど必要な情報を提供する国の機関。 ⇒()
- ⑦地方公共団体が無料で消費者の苦情相談や情報提供などを行う機関。

 \Rightarrow (

⑧ 2004 年に制定され、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援をかかげている法律。

 \Rightarrow ()

A・特定商取引法

- B·消費者契約法
- C・消費者庁
- D·製造物責任法(PL法)

E・消費者センター

F・クーリング・オフ

- G・国民生活センター
- H・消費者基本法

4. クーリング・オフ制度についてまとめよう。

クーリング・オフとは(者が特定の取引に限って、() の意味です。この制度は訪問販売などで消費) に契約を解除することができる。

〈クーリング・オフができる条件〉

- ①クーリング・オフできる期間 契約書を受け取った日を1日目と して数える
- 訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどは()日間
- マルチ商法は (

) 日間

②クーリング・オフ できない場合



- () 円未満の商品を現金で買ったとき。
- 化粧品や健康食品などの消耗品で、使用したもの。
- インターネットショッピングなどの()は クーリング・オフができない。それぞれの事業者の返品や 交換の規定を事前に確認しておく。
- ③クーリング・オフの仕方 クーリング・オフされたかどうかを めぐって業者とトラブルになることが 少なくない。 そこで、 誰から誰に あてて出したのかを、 証明できる もので送る。
- はがきなどの文書で行う。
- 書いたはがきは、両面をコピーし控えとして保管する。
- はがきは「特定記録郵便」か「簡易 書留」などで送る。

く未成年者だからといって、何でも取り消 しができるわけではないので注意する。>

ハガキの書き方の例

通 知 書
次の契約を解除します。
契約年月日 令和○○年○月○日商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 株式会社××××
□□営業所
担当者△△△△
支払った代金○○○○○円を返金し、

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。 令和〇〇年〇月〇日 板橋区〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇

自己評価 A·B·C

咸想

消費者の権利と責任

・消費者の権利と責任について理解できる。

1. 消費者の権利と責任についてまとめよう。

8つの権利

① 生活の基本的ニーズが(

)される権利

食料、衣服、家屋、医療、教育、など基本的で欠く ことのできない製品・サービスを受けられる。

(2) (

)を求める権利

健康や生命に害を及ぼす危険な製品から守られる。

3 (

)権利

正しい選択のために必要な情報が提供される。

(4) (

)する権利

満足できるいくつもの製品・サービスの中から公正な 価格で購入できる。

(5) (

)が反映される権利

消費者の意見が行政や事業者に十分反映される。

6 (

)を受ける権利

誤り、偽物、あるいは不満足なサービスについての 被害の救済を受けたり、苦情が適切に処理される。

(7) (

)を受ける権利

自信をもって商品を選ぶのに、必要な知識や能力を 得られる。

⑧ 健全な(

)を享受する権利

現在及び将来の世代が、健全な環境で働き生活 できる。

5つの責任

1 (

)な意識をもつ責任

商品・サービスの価格、品質等について関心 を払い、疑問をもつ。

② 主張し(

)する責任

正しいことは主張し、公正な取り扱いを求めて 行動する。

③ 社会的 ()への配慮をする責任

自分の消費行動が社会に及ぼす影響、特に 弱者に及ぼす影響を自覚する。

4 (

)への配慮をする責任

自分の消費行動が環境に及ぼす影響を理解 する。

(5) (

(

(

)する責任

消費者の権利を守るために協力し、連帯する。

- グリーンコンシューマーの10原則

いくつできているかな?○をしてみよう。

) ①必要なものだけを必要なだけ買う

) ②使い捨て商品ではなく、長く使えるものを

) ③ 容器や包装はないものを優先し、次に最小限 のもの、容器は再使用できるものを選ぶ

) ④ 作る時、買う時、捨てる時に資源とエネルギー 消費の少ないものを選ぶ

) ⑤ 化学物質による環境汚染と健康への影響の

少ないものを選ぶ) ⑥ 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ

) ⑦近くで生産・製造されたものを選ぶ

) ⑧ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ

) ⑨ リサイクルされたもの、リサイクルシステム のあるものを選ぶ

) ⑩環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開 しているメーカーや店を選ぶ

積み重ねが大切!

2. よりよい消費生活について考えよう。

) と5つの ((1) 国際消費者機構 < CI > は8つの(と責任は車の車輪のように両方とも大切である。

)をあげている。 消費者の権利

(2) 環境のことを考えて商品や店を選ぶ消費者のことを(*10 原則は上記参照

)という。

(3) 商品の選択・購入は自分の意見を表す投票行動と似ている。 問題のある商品に投票しない、)しないという選択が商品を改善させたり、企業の姿勢を変えたりする。私たち一人 ひとりの選択・購入がよりよい商品を社会に流通させ、よりよい社会を築くことにつながる。

•	各地の消費者センタ-	- お国民生活わい	ターに客井された相言	火で注音品却わか	
	合地の消貨 有セノグニ	- ヤ国氏生活セノ	クーに句せられた相話	災(注息 哭起ヤ以	・書きれた事例】

- ① 高さが調節できる入浴用イスを使用していたところ、脚の片方が突然低くなって転倒する事故が報告されました。調べたところ、高さ調節機構のバネの素材に鉄が使われていて、さびたことが原因だと分りました。 消費者へ注意喚起するとともに、事業者はバネをさびない素材へ変更して、無償修理対応を実施しました。
- ② アイロンを使用していたところ、パチパチと音がして煙が出たとの報告がありました。調べたところ、アイロンを作るときにコードの切りくずが製品の内部に入っていたためと分りました。アイロンは新しいものと交換され、 今後は異物が製品の中に入らないよう、工場の管理を厳しくしていくとの報告がありました。
- ③ 子ども用のマニキュアを女児が使用していたところ、 爪が白くなったりしたという報告がありました。調べたところ、 一部の商品から有害な物質のホルムアルデヒドが検出されました。使用の中止を呼びかけるとともに、 事業者によって商品は回収されることになりました。

3.	これまでの学習を踏まえ	て、消費者の権利と責任につい	て考えをまとめよう。
----	-------------	----------------	------------

自己評価 A·B·C 感想		

〈ノート〉

環境に配慮した消費者になろう

暮らし方と環境を考えよう・環境に配慮した生活や行動を工夫することができる。

1.	一人	ひとし)の生活や行動が、	環境に影響を及ぼし	ノていることに気付こう。
		\sim \sim \sim	/ V/ J_/		

①家庭で、自分や家族が環境に配慮して行っていることを具体的に記入しよう。

「自分」	「家族」		
」 込たちが使っているエネルギー	に日を向けてみよう。		
Eしいのはどちらかな?			
	み置きしてある水)(B・その場で蛇口をひね	1った水)	
どちらが早く沸くかな。		く答え・	>
②1Lの水を沸かす時、(A・なべ底のi	面積が大きい)(B·なべ底の面積が小さい	`)	
どちらが早く沸くかな。		く答え・	>
③夏の昼間の時間にエアコンを使う時、	(A・カーテンを閉める)(B・カーテンを開	ける)	
どちらがエネルギー(電気)を使わ	ずにすむかな。	く答え・	>
④ 冷蔵庫の置き方は、(A・壁にぴった	らり付ける)(B・壁から離す)		
どちらがエネルギー(電気)を使わ	ずにすむかな。	く答え・	>
⑤ 洗濯をする時、(A·決められた洗剤	りの量)(B・決められている量より多い洗剤)	
どちらを選ぶかな。		く答え・	>

3. 私たちが生活する中で、次の①~⑤の項目で省エネルギーのための行動について記入しよう。

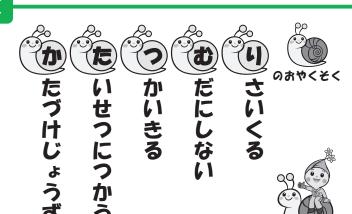
①エアコン	②冷蔵庫	③照明器具	④水	⑤その他

4. 私たちの地域の取組について確認しよう。

知っておこう かたつむりのおやくそく

板橋区のごみ減量の合言葉

「かたつむりのおやくそく」は ごみを減らすための合言葉です。 普段の暮らしの中で、意識して 取り組みましょう!



5. 資源とごみの分け方と出し方を考えてみよう。

資源とごみの分け方・出し方	記号で選択	注意事項(P15~17 参照)	①消しゴム
	100 7 (201)		②貝殼
資源 (集積所に出すものと、スーパー		びん、缶、ペットボトルは洗って出す。	③牛乳パック
や公共施設の回収ボックスなど		(出り。スプレー缶は不燃ごみに出す。	④布団
の拠点回収に出すもの)			⑤アルミホイル
可燃ごみ(燃やすごみ)		生ごみはよく水気を切る。	⑥運動靴
1 ///// () C ()		油はそのまま捨てない。	⑦使い捨てカイロ
			⑧ サッカーボール
不燃ごみ(燃やさないごみ)		スプレー缶、カセットボンベは	⑩折れた傘
		出し方に注意。	⑪ペットボトル
			®ボールペン
			③はさみ
粗大ごみ (粗大ごみ受付センターに		• 粗大ごみには回収に料金が	倒たんす
申し込む)		かかる。	⑤食品用トレイ

環境に配慮した暮らし方の工夫についてまとめよう。

自己評価 A·B·C 感想



(1)使(2)必(3)む(4)資	守る5 Rを わないものは使 要なもの以外に だな包装を断る 源として再生し、 箱が壊れたとき	う人にあげる。 t購入しない。 。 . 再利用する	((()))))		
循環型	社会につい 社会とは(て太くすることでは	\rightarrow	•	→ 『壊をくいとめる耳	→ 又り組みになる。) ()]
(1)私た の((2)商品 なく	品を購入すると	肖費している商)がある。 きにそれが本。)・	。 品には文具や食 当に必要なものな ()	いを考えよう。 まれ	た、買うと決めた	
する (4)購 <i>)</i>		ーつである(/などから(を必ず確認する。	
販売方法	() 販売		()販売	
種類	小売店·専門		消費生活協同組合など	()販売		• 自動販売 による販売
特徴	商品を直接見他の商品と比店舗がないと	較できる。購入できない。	• 組合員が商品	なくても、商品の • 実物を見ること ができない。 • ジャドママーク を確認する。	• 他の商品と	• 移動販売 • 展示会販
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	エンスストア	・無店舗

(| |)

携帯電話等の使用料 ・ プリペイド型電子マネー ・ デビットカード ・ キャッシュカード

図書カード ・クレジットカード ・ テレホンカード ・ 現金

		商品の売買では売り手と買い手の間に(契約に当てはまるものを選びなさい。)の関係が成立する。
	(2)	A 電車やバスに乗る。 B 友達にCDを作	
		D 友達と電話で遊びに行〈約束をする。 E 美	容院・理容店で髪を切る。
_			
1.		ブルを防ぐにはどうするかまとめよう	0
	(1)	次のような悪質商法を何というか。	
		① インターネットオークションや通信販売で、代金	きを前払いしたにもかかわらず、 商品の引き渡
		しがされず、販売者と連絡がとれなくなる。	
		② 友達などを装ったメールに記載されているURLを	をクリックすると、アダルト系サイトへ接続されて
		利用料金を請求される。	
		③ 商品を購入させて会員にし、「あなたも商品を」	
		とてももうかる」と言って友人や知人を勧誘させ	
		④ メールや電話、インターネットなどで「料金がき	未払いです。 至急連絡するように」などと脅し、
		てお金を振り込ませる。	
		⑤ 電話等で「抽選に当たった」などと言って喫茶店	らや営業所に呼び出し、商品などを購入させる。 ()
マル	/ チ商法	・ワンクリック詐欺・アポイントメントセールス・架撃	空請求・ネットオークションや通信販売での詐欺
	(2)	クーリング・オフについてまとめよう。	
		① 解約できる期間は契約書を受け取った日から(
		②店舗で購入した商品や()販売	
		③ 現金取引で() 円未満の商品(
		④ 解約は()などの文書で通知する	るが、特定記録郵便か簡易書留で送付する。
g	沿着	者の権利についてまとめよう。	
0.		生活の基本的ニーズが保証される権利	
		健康が守られ()権利	
		商品についての()が与えられる	佐利 知ごされて佐利
		自分の納得のいく商品を()権利	
			・反映される権利
	, , ,	商品に関して被害の救済を受ける権利・補償を受	
		消費生活に必要な知識や、技能を身に付けるた	
		健全な環境で暮らす権利	7 と文1) 3作41
	(0)	ビエ よ水元(省ウ ケ作用)	
9.	消費	者を支えるしくみについてまとめよう	0
		消費者を保護の対象としていた消費者保護基本	
	/	いう法律に改正。	, ,
	(2)	製品の欠陥に関する製造業者などの責任を定めれ	た法律を()という。
		契約の際に事業者に不適切な行為があった。	
	/	() という。	
	(4)	商品やサービスをめぐる契約のトラブルなど、ジ	肖費生活に関する相談を受け付ける機関を

6. 契約についてまとめよう。

(5) 地球環境への負担の少ない消費の在り方をめざし、環境へ配慮した生活スタイルを送っている

)という。

) という。

人々のことを(

10. 暮らし方と環境についてまとめよう。

(1) 環境マークを線で結んで確認しよう。

に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核 されています。	古紙を 40%以上原料	・ 古紙を 40%以上原料 分別回収が簡単にで 環境にやさしいと認め ペットボトルを簡単に分 環境に関する様に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている材 されています。			② A	3	4	5
・ 古紙を 40%以上原料 分別回収が簡単にで 環境にやさしいと認め に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核 されています。 ア	古紙を 40%以上原料			The state of the s	לוט		スチール	CD
に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核されています。	 に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核されています。	に使用Lた製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている根 区の施設です。 ア 「ク 「ク 「ク 「ク 「ク 「の使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。 で容器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。 しま 使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。 例えば、買い物の時に ()を持参し、レジ袋やむだな包装を (調理時に ()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや (に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に ()。または ()ショップなどに持って ④ 残さず最後まで ()。また、使わないものは ()。 する。→ P15 ~ 17 参照 「わたしは消費者」の学習を通して感想をまとめよう。		•	•	•	•	•
に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核されています。	 に使用した製品に表示 きるようにカンの表面に られた商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている核されています。	 に使用Lた製品に表示 きるようにカンの表面に された商品に表示され 別回収できるように表 事業を行っている根 区の施設です。 ア 「ク エ (2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。 で容器の()化により、輸送のエネルギーを省ぐことができるようになった。 しま使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に ()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや (に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持って (残さず最後まで ()。また、使わないものは ()。 ⑤ ごみは正しく () する。→ P15 ~ 17 参照 		•	•	•	•	•
(2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。 る器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。 した 使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。 例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや(に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持って	(2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。 る器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。した使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。 例えば、買い物の時に ()を持参し、レジ袋やむだな包装を (調理時に ()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや (に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に ()。または ()ショップなどに持って ()。または ()・コップなどに持って ()。または ()・コップなどに持って ()。また、使わないものは ()。 ごみは正しく ()。する。→ P15 ~ 17 参照	(2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。 で容器の()化により、輸送のエネルギーを省ぐことができるようになった。 は使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。 例えば、買い物の時に ()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に ()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや (に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に ()。または ()ショップなどに持って ④ 残さず最後まで ()。また、使わないものは ()。 ごみは正しく ()する。→ P15 ~ 17 参照		に使用した製品に表示	きるようにカンの表面に	られた商品に表示され	別回収できるように表	事業を行っている板
 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。ま容器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。した使い捨て容器の普及は()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや(に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持っても 	 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。ま容器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。した使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや(に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持って発発する。 ④ 残さず最後まで ()。また、使わないものは ()。 ⑤ ごみは正しく ()する。→ P15 ~ 17 参照 	 ① 使い捨て容器の普及で、食品が衛生的に、()に買えるようになった。で容器の()化により、輸送のエネルギーを省くことができるようになった。した使い捨て容器の普及は ()の量を増加させる要因となっている。 ② 日常生活でごみを減らすにはさまざまな方法が考えられる。例えば、買い物の時に()を持参し、レジ袋やむだな包装を(調理時に()に配慮し、むだがでないように考えて作ることや(に食べることが大切である。 ③ 使わなくなったものは人に()。または()ショップなどに持って(④ 残さず最後まで()。また、使わないものは()。 ⑤ ごみは正しく()する。→ P15 ~ 17 参照 「わたしは消費者」の学習を通して感想をまとめよう。		P	識別表示マーク	ウ		才
	⑤ ごみは正し〈) する。→ P15 ~ 17 参照	⑤ ごみは正しく() する。→ P15 ~ 17 参照 「わたしは消費者」の学習を通して感想をまとめよう。	/	 使い捨て容器容器の(使い捨て容器の) 日常生活でご例えば、買い調理時に(に食べることがの) 使わなくなった 	の普及で、食品が)化によ の普及は(みを減らすにはさまま めの時に()に配 、大切である。 ものは人に(衛生的に、(:り、輸送のエネルギ) の量を ざまな方法が考えら)を持参し、レ !慮し、むだがでない)。または()に買える 一を省くことができる 増加させる要因とな れる。 ジ袋やむだな包装を ように考えて作ること)ショ	ようになった。した よっている。 を(や(ップなどに持って
(まとめ方のポイント:かしこい消費者、暮らし方と環境、今の生活の課題と今後の実践など)								
(まとめ方のポイント:かしこい消費者、暮らし方と環境、今の生活の課題と今後の実践など)								

⟨ <i>ノ</i> −ト⟩	

資源とごみの分け方・出し方

資源(古紙・びん・缶・ペットボトル)

调1回

(折り込みチラシ含む)



段ボール



(本・教科書など含む)



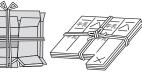


紙パック(注)

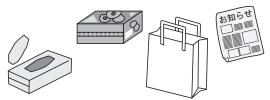




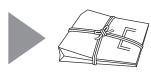




紙箱・紙袋・OA用紙(注) ボール紙、トイレットペーパー・ラップの芯、投げ込みチラシ、包装紙、 パンフレット、ノート、カレンダー、学校配付のプリントなど含む







紙袋などで ひとまとめにして 出してください。

びん・缶(飲料・食品用に限る。中をすすぐ。)







ペットボトル(キャップ・ラベル)をはずし、中をすすいでつぶす。)







● 古紙は種類別にたた んで、ひもでしばっ て出してください。

ガムテープは使用し ないでください。

- ビニール製のテープ やシールは、はがし てください。
- 段ボールは箱のまま 出したり、箱にさし たりして出さないで ください。
- 紙パックは拠点回収 も行っています。
 - (注)集団回収を実施 している団体につい ては、それぞれの団 体で定められた分け 方で出してください。
- ティッシュ箱のビ ニールや紙袋の取っ 手など、紙以外の部 分は取り除いてくだ さい。
- 袋から出して回収コ ンテナ、回収ネット に静かに入れてくだ さい。
- 荒天時は、回収コン テナ、回収ネットが 風にあおられ通行中 の歩行者などの事故 につながる恐れがあ ります。排出時以外 は、保管するなどの 対応をお願いします。

資源として回収しません 次のものは、

古紙類

- アルミ・ビニールなどでコーティングされた紙
- 紙コップなど防水加工された紙 金属箔
- シールの付いた紙 ● ロウ引き段ボール
- 圧着はがき など



ガラス類など

- 陶磁器類
- 飲料・食用品以外のびん
- 割れたびん

- ▶油で汚れたびん
- グラス・コップ類

など

缶類など

- 一斗缶
- カセットボンベ
- スプレー缶
- 塗料缶

- (すべて使い切ってから) 油で汚れた缶
- さびた缶
- 飲料・食品用以外の缶 など

拠点回収

次の資源は、地域センターや区民事務所等の区内の公共施設に回収ボックスを設置し回収しています。

- 使用済小型家電
- ・食品用トレイ
- 古布 古着
- 乾電池
- 廃食用油
- 紙パック

ボトル容器(プラスチック容器)

週3回

生ごみ (よく水気を切る) 紙ごみ





(カップ容器、お菓子の袋など)



スチロール

発泡

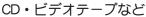


衣類













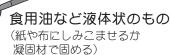




薬のシート・袋 (アルミ箔つきも含む)

生理用品・紙おむつ

(汚物は取り除く)







「ふたつきの容器」





「透明・半透明のごみ袋」

ごみ袋の口は必ず結んで 出してください。

※段ボールや紙袋には 入れないでください。

ご注意

- ◆竹串など先のとがったものは、紙で 包んで「危険」と表示してください。
- ◆家庭用シュレッダーごみは袋に 「家庭用」と表示してください。

不燃ごみ

月2回

陶磁器類

30cm未満の家電製品 (一部拠点回収しています)





マニキュアのびん



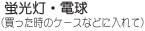




ガラス類

化粧品のびん











直径・高さ30cm 小型の金属類











「透明・半透明のごみ袋」

ガラス・割れもの・刃物は、厚紙など で包み「危険」と表示してください。

ご注意

カセットボンベ・スプレー缶・ライターの出し方

- ①中身を使い切る(残ったまま出すと清掃車やごみ 処理施設の火災の原因となり、大変危険です)
- ②それぞれ別の袋に入れ、袋に「カセットボンベ」 「スプレー缶」「ライター」と表示する
- ③不燃ごみ収集日に集積所へ出す
- ◆ カセットボンベ・スプレー缶のプラスチック部分は はずして、可燃ごみで出してください。
- ◆ 缶は穴を開けずに出してください。(東京消防庁指導)



スプレー缶



ライタ

粗大ごみ

家庭用の家具、寝具など最大辺が 30cm 以上のものが粗大ごみです。ボウリングボールやダンベル等は、30cm 未満でも、粗大ごみになります。解体・分解した場合も、取り扱いは粗大ごみになります。 回収には、品目ごとに異なる料金が発生します。

家電リサイクル

家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法によりリサイクルすることが義務付けられています。回収には、品目ごとに異なるリサイクル料金が発生します。

食品ロス削減・ごみ減量に向けた取組

日本で年間約570万トンと試算されている「食品口ス」やごみを少しでも減らすために、一人ひとりができることから取り組むことが重要です。

食品ロスを減らすために

「食品ロス」について

「食品口ス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。日本の食品口スは年間約570万トンあると言われています(令和元年度推計)。そのうちの約261万トンは、家庭から出たものです。食品口スを減らすために、私たち一人ひとりが家庭でできることを実践しましょう。

食品ロス削減のために、家庭でできること

食品を買う時や調理する時などに、ひと工夫してみましょう。 「必要な量だけ購入」して「食べきる」ことが食品口ス削減のポイントです。

買う

使う量・食べられる量だけ買う 冷蔵庫にあるものをチェックしてから買い物へ できるだけ手前に陳列されているものから買う

調理する

残っている食材から使う 作り過ぎず、食べられる量だけ調理する 野菜や果物の皮は薄くむき、食べられる部分を増やす

食べきる

好き嫌いをせずに、残さず食べる 食べきれなかった場合は、ほかの料理に作り替えるなど、 献立や調理方法を工夫する



板橋区では、食品口スの削減と食品等の有効活用のために、区内18地域センターにおいてフードドライブ事業を行っています。

フードドライブとは、家庭で余っている食品等を持ち寄り、フードバンク*を通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動です。

※持ち寄られた食料等を保管し、施設等に提供する団体等です。

ぜひみなさんも家庭で余っている食品があれば、参加してください。

消費者センターってどんなところ?

「消費者センター」で聞きました。

質 問

消費者センターの活動を教えてください。

相談員

商品やサービスをめぐる契約(解約)のトラブルなど消費生活に関する相談を 受け付けています。

困ったことがあったら連絡してください。また、消費者の意識を高めるために、 情報紙の発行・消費生活相談員の講師派遣・消費生活講座や消費生活展など、 さまざまなイベントを行っています。

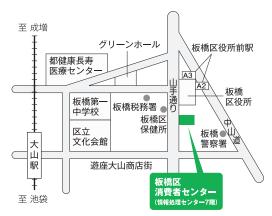
板橋区消費者センター **☎03-3962-3511**(相談専用)

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 7階 ★受付時間 月曜~金曜 9:00~16:30 (祝日・年末年始を除く)

土曜・日曜の相談は

27 (局番なし)

※音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。 ※IP電話などの一部の電話からはご利用いただけません。



- 東武東上線 大山駅より徒歩8分
- ●都営三田線 板橋区役所前駅より徒歩3分

受付時間と対応窓口 土曜(祝日を除く) 9:00~17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155) 土・日曜・祝日 10:00~16:00 国民生活センター

令和4年7月発行

板橋区家庭科教育研究部会 副読本作成検討会 板橋区消費者センター

編集協力 板橋区教育委員会事務局,資源循環推進課

発 板橋区消費者センター 板橋区板橋二丁目65番6号 板橋区情報処理センター7階 **☎** 3579 − 2266

困ったことがあるときは、一人で悩まずに 家の人や消費者センターに相談しましょう。



板橋区消費者センター

TEL. 03-3962-3511 (相談専用)

刊行物番号